と書ていもあらひと唱ふるもいぶかしきを、ある人はいふ、一はいなり、口はもらひと義訓せるか、いもらひとも稱ふるなりといへり、備後國世良郡の邊鄙に、小童村と書、ひちむらといふ所あり、其所の人も義はしらずといふ、又伊勢國三重郡に、四足八鳥村と書て、ろくろみ村とよむも同じく解べからず、是等はもしひちといひ、ろくろみといふ名あるがうへに、又小童とよび、四足八鳥とよぶ名をおほせて、兩名の文字と唱へと混じたるにや、其文字も唱へも、其時には各所由あるべけれど、後には倶にしられずなりたるならし、近江愛知川の近邑に、いんでといへるは位田と書り、是は昔菅家の位田に充給ひし所にて、音便にて轉じたるならん、北近江坂田郡馬渡まうたりと稱するも同例也、

〔出雲風土記 意宇郡〕母理鄕、〇中略 故云文理、神龜三年、改字母理、

屋代鄕、〇中略 故云社、神龜三年、改字屋代、〇中略

飯梨鄕、〇中略 故云飯成、神龜三年、改字飯梨、〇中略

拜志鄕、〇中略 故云林、神龜三年、改字拜志、〇下略

〔出雲風土記 出雲郡〕漆沼鄕、〇中略 故云志司沼、神龜三年、改字漆沼、〇中略

杵築鄕、〇中略 故云寸付、神龜三年、改字杵築、〇下略

〔肥前風土記 神埼郡〕三根鄕、〇中略

因名御寢、今改寢字爲根、

〔羅山文集 三十七 傳〕二荒山神傳

本朝靑史公、讀延喜式、至于神名帳所載下野國河內郡二荒山神社、曰、是何神耶、二荒訓云布他阿羅、而今云補陀洛、以爲觀音之所坐、又轉二荒音爲日光、而云大日遍照之山、皆是浮屠者之誣世俗欺盲聾、而援神入佛之姦謀也、世之人不之察、遂至於使本朝之名神、合汚于胡鬼、而奪神宮爲梵宇、掠社戶